

諏訪圏域の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年4月16日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

諏訪圏域においては、4月14日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、諏訪圏域における直近1週間（4月9日～15日）の人口10万人当たり新規陽性者数は29.66人（陽性者57人）と、その前週の4.16人（陽性者数8人）から急増しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、感染経路不明の事例が複数確認されているほか、感染しやすく、重症化しやすい可能性が指摘されている変異株の陽性者が10圏域で最多の12例（4月15日現在）確認され、濃厚接触者も多数に及ぶなどリスクの高い事例もみられます。

全県に目を向けると、直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数は14.52人（陽性者数296人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は33.2%（144/434床）となっています。

県としては、4月8日に全県に「医療警報」を発出して県民の皆様に感染防止へのご協力をお願いするとともに、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めてきましたが、諏訪圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、感染の拡大が顕著な諏訪圏域について、4月29日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

2 諏訪圏域における県の対策強化について

諏訪圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。諏訪圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、「『医療警報』発出に当たってのお願い」に沿った対応を徹底するとともに、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（住民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 人との接触機会を極力減らすよう協力を要請します
- ③ 大人数・長時間の会食については、自宅等で行われるものも含めて自粛するよう協力を要請します
- ④ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
- ⑤ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します
- ⑥ 風邪症状等がある場合は外出を控え、かかりつけ医等に速やかに相談するよう協力を要請します